

令和 2 年大型連休期間（5 月 2 日～5 月 6 日）中の生活福祉資金特例貸付の電

話相談窓口について

令和 2 年大型連休期間（5 月 2 日～5 月 6 日）中における生活福祉資金（緊急小口資金等）に関する問合せ等について、電話相談窓口を下記のとおり設置します。

1.制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等の理由で、一時的に収入が減少・途絶し、生活資金にお困りの方は、生活福祉資金貸付制度（特例貸付）をご利用いただけます。

2.相談窓口

福島県社会福祉協議会

- ・受付期間：令和 2 年 5 月 2 日（土曜）～5 月 6 日（水曜）
- ・受付時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
- ・電話番号：024-523-1250
- ・ホームページ：[福島県社会福祉協議会](#)（外部サイトへリンク）

注意事項

- ・特例貸付の基本的な問合せ等への対応となり、借入申請や審査状況に関すること及び借入金の送金はできません。
- ・本電話相談窓口の他、厚生労働省が設置する下記コールセンターもご利用いただけます。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

- ・受付時間：午前 9 時から午後 9 時まで（土日・祝日含む）
- ・電話番号：0120-46-1999

このページに関するお問い合わせ先

社会福祉課 社会福祉課（地域福祉担当）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 Tel：024-521-7322 Fax：024-521-7917

電子メールでのお問い合わせはこちらから